

食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2025（2025. 04. 02）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EC】 新しいゲノム技術：EU 理事会、negotiating mandate に合意

EU 理事会のプレスリリースによると、常駐代表委員会が、新しいゲノム技術（NGT）により得られた植物およびその食品・飼料に関する規則案について EU 理事会の negotiating mandate（規則案を検討し、欧州議会と交渉する項目をまとめた文書）を承認した。この規則案では、NGT 植物をカテゴリー1（自然または従来の育種方法でも発生し得るもので、遺伝子組換え生物/GMO に関する法律に定められている規則の対象から除外される）とカテゴリー2（その他のすべての NGT 植物で、GMO 法の規則が適用される）に区分している。EU 理事会は、環境への影響及び特許に関する懸念を考慮した変更や NGT の使用について有機栽培を除外とすることなどを提案している。

*ポイント： 2023年7月5日に欧州委員会が提案した新規則に関するEU理事会の見解です。欧州議会の見解は2024年にまとめられているので、今後EU理事会と欧州議会が双方の見解をもとに共同で審議して最終案を作成し、採択が諮られる予定です。これまでNGT植物をGMO法の枠組みで規制していたEUですが、本規則が最終化し採択されれば、他国で進められているNGT植物の規制緩和の流れに沿うこととなります。

【FDA】 FDAは消費者に亜酸化窒素製品を吸入しないよう助言

亜酸化窒素製品は、娯楽目的や食品以外の目的で使用すると重篤な有害事象が発生する可能性があるため、米国食品医薬品局（FDA）は消費者に対し、あらゆるサイズのキャニスター、タンク、充填器から亜酸化窒素を吸入しないよう助言する。亜酸化窒素を吸入すると、血球数異常、窒息、血栓、凍傷、頭痛、腸及び膀胱機能障害、ふらつき、手足の衰弱、意識喪失、しびれ、動悸、麻痺、精神障害（妄想、幻覚、偏執、うつ病）、うずき、歩行障害、ビタミンB12欠乏症、場合によっては死に至るなど、様々な症状や深刻な健康問題を引き起こす可能性がある。さらに定期的に吸入すると、使用を中止した後でも、脊髄や脳の損傷などの神経系の影響が長期にわたる場合もある。

【FDA】 HHSとFDAは食品の化学汚染物質透明性ツールを発表

米国FDAは、Chemical Contaminants Transparency Tool（化学汚染物質透明性ツール）を発表した。このツールは、食品に含まれる一部の汚染物質に対してFDAが設定又は使用している指標値（トラレンス、アクションレベル、ガイダンスレベルなど）の統合リストを提供する、オンラインで検索可能なデータベースである。統合リストには、汚染物質名、対象品目、指標値の種類、濃度、参照法令やガイダンスが収載されている。

*ポイント： FDAが設定している食品汚染物質のアクションレベル等の情報は散在していたので、いつも探すのに苦労しました。今回公開されたCCTツールには、それらが一カ所にまとめられており、汚染物質名で検索も可能になったので便利で探しやすくなりました。ただし、ボトル入り飲料水の品質基準に関わる化学物質とマリンバイオトキシンについては対象外とのことでした。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）

[【FAO】](#)

1. FAO と WHO がアレルゲン管理の新しいアプローチを導入
2. Codex

[【EC】](#)

1. 新しいゲノム技術：EU 理事会、negotiating mandate に合意
2. 査察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【ECHA】](#)

1. 3月のRACおよびSEAC会合のハイライト

[【EFSA】](#)

1. RNAi を用いた遺伝子組換え植物のリスク評価に関する考慮事項
2. ワンヘルスサーベイランスデータ収集のための報告ガイダンス
3. 海洋養殖において飼料を介して化学物質が散布される場合の海底堆積物に含まれる化学物質の環境中濃度を予測するためのモデル開発：タスク 1.1. 標準的な暴露シナリオの開発
4. Coldiretti との会合に関する声明
5. 食品酵素関連
6. 遺伝子組換え関連
7. 農薬関連

[【FSA】](#)

1. EU の Breakfast Directives（朝食指令）の改正の移行と施行に関する意見募集
2. デリー市及びストラベーン地区議会はフォイルアリーナの自動販売機に栄養基準を導入する
3. リコール情報

[【COT】](#)

1. COT 会合：2025年3月25日

[【BfR】](#)

1. EDKAR 研究：青年におけるエナジードリンクの摂取と健康影響に関するデータ収集完了 初めてのデータ評価からは心臓への心配な影響は示されていない
2. 健康リスクのあるカフェインキック
3. BfR 委員会の新たな任命

[【ANSES】](#)

1. ANSES はカンナビジオール(CBD)を推定ヒト生殖毒性物質として分類することを提案

[【FDA】](#)

1. FDA は消費者に亜酸化窒素製品を吸入しないよう助言する
2. HHS と FDA は食品の化学汚染物質透明性ツールを発表する
3. HHS と FDA は米国の家族のために安全で信頼性が高く栄養価の高い乳児用調製乳の選択肢を拡大する「Operation Stork Speed」（コウノトリスピード作戦）を発表する
4. FDA は食品トレーサビリティ規則の遵守期限を延長する

[【EPA】](#)

1. EPA は新規農薬メタミロンを登録し、新様式のラベルを使用

[【CFIA】](#)

1. 消費者を保護し、カナダの農家を支援するために、国境で廃鶏偽装に取り組む
2. 事業者向け通知：「カナダ産製品」及び「カナダ製造」の表示の正確な使用の重要性

3. リコール情報

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【APVMA】

1. APVMA 承認ラベルの更新

【香港政府ニュース】

1. CFS が食品中の T-2 毒素、HT-2 毒素、4,15-ジアセトキシシリペノールに関するリスク評価研究の結果を発表

2. ニュースレター

3. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 輸入食品原料の安定的な供給を推進

3. 「脱毛治療」、「バストアップ」効果を標榜する海外直輸入食品の購入に注意してください

4. ハンバーガー、トッポッキなどファストフード飲食店の点検結果、55カ所を摘発・措置

5. 子供の「身長を伸ばす」、「身長を伸ばす薬」オンライン不当広告・違法流通にご注意ください

6. 韓 - 米畜産物安全デジタル協力強化

7. 鉛が基準値を超過して検出された「果物・野菜飲料」の回収措置

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<https://www.who.int/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

● 第 141 モノグラフ会合

IARC Monographs Meetings – Volume 141 is announced

18 March 2025

<https://www.iarc.who.int/news-events/iarc-monographs-meetings-volume-141-is-announced/>

2026年3月3～10日に、トリス（クロロプロピル）リン酸、ブチルアルデヒド、クミルヒドロペルオキシドについての会合（Meeting 141）が開催される予定である。

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<https://www.fao.org/home/en>

1. FAO と WHO がアレルギー管理の新しいアプローチを導入

FAO and WHO introduce a new approach to allergen management

11/03/2025

<https://www.fao.org/food-safety/news/news-details/en/c/1734723/>

FAO と世界保健機関（WHO）は、食物アレルギー表示に関して、より正確でリスクに基づいたアプローチを開発するため、5 回にわたる専門家による合同協議を実施し、その報告書を 2022～2024 年に公表した。このアプローチは、アレルギー反応が起こる可能性や重症度といった実際のリスクを考慮するものであり、規制当局、食品事業者、消費者により明確で科学的裏付けのある情報を提供し、より公正な取引慣行を促進することを目的としている。

上記報告書の他に、実施を支援するための実用的なパンフレットも作成されていたが、今回、このパンフレットの英語以外の 5 カ国語（アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語）版が公開された。

* 関連記事

食品安全情報（化学物質）No. 22/ 2024（2024. 10. 30）

【WHO】出版物 概要：食物アレルギー

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202422c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2025（2025. 02. 19）

【WHO】出版物 概要：食物アレルギーのリスク評価

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2025/foodinfo202504c.pdf>

2. Codex

● 第 55 回食品添加物部会（CCFA55）

24/03/2025 - 28/03/2025

[https://www.fao.org/fao-who-](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCFA&session=55)

[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCFA&session=55](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCFA&session=55)

● CCFA55 / 変化する食の状況に規格を設ける

CCFA55 / Setting standards for a changing food landscape

14/03/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news->

[details/en/c/1734946/](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1734946/)

第 55 回食品添加物部会（CCFA55）は 3 月 24 日からソウルで開催され、3 月 21-22 日には物理的作業部会が開かれる。中国食品安全リスク評価センター（CFSA）教授で議長の Fan Yongxian 博士と、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の専門家で CCFA55 の共同議長である Hae Jung Yoon 教授に話を聞いた。

Q. 今回の部会は、特に食品添加物の安全性と規制に関して、どのような優先事項や課題に焦点を当てると予想されるか？

食品添加物に関する一般規格（GSFA）と個別食品規格の乖離に関するディスカッションペーパーについては、かなり進展している。CCFA54 では、食品添加物に関する唯一の規格

として GSFA を強化し、個別食品規格に特定の食品添加物条項をできるだけ盛り込まないようにすることで、乖離を回避するための選択肢をさらに検討することが決定された。もう一つ強調したいのは、細胞培養培地成分に関する議論である。新たな食料源と生産システム (New Food Sources and Production Systems: NFPS) については、これまで委員会で議論されてきたが、ようやく部会レベルで議論できる。これは CCFA にとって象徴的なことである。

Q. 細胞性食品が世界的に普及する中、CCFA はこのような革新的な製品に使用される食品添加物の評価と規制をどのように準備しているか？

NFPS の一環としての細胞性食品の重要性は一般に認識されているが、その課題も世界的に指摘されている。コーデックスは、国際的に認知されたリスク評価手法を確立する上で重要な役割を果たすことができ、それによって技術部会が関連するリスク管理措置を講じることができると考えている。可能性のあるすべての細胞由来成分の範囲と機能について、そして GSFA で定義されている食品添加物として使用される成分のリスク評価手順については、長い道りを歩むことになるかもしれない。

Q. 今回の部会では、新しい添加物の配合や消費者の要望など、食品技術における新たなトレンドにどのように取り組む予定か？

今回の部会では、バランスの取れたアプローチを通じて、新たな添加物の配合と消費者の要求の進化に関する議論を促進することを目指す。我々は、科学的評価を優先すると同時に、食品生産と消費者の選択に対する実際的な影響と潜在的な利益についても検討する。

Q. 今回の第 55 回部会の成果は、消費者の健康を守り、食品貿易における公正な慣行を促進するというコーデックス委員会の広範な目標にどのように貢献すると考えるか？

何百もの食品添加物条項が見直され採択され、また、JECFA によって評価または再評価された数十の新規食品添加物規格が承認されるだろう。その結果、これらの食品添加物は、GSFA への掲載または変更という段階的なプロセスを経る可能性がある。これらすべての結果は、コーデックスの中核的価値観にとって非常に重要である。

• **CCFA55 : 歴史的会議がソウルで開幕**

CCFA55 / “Historic” meeting opens in Seoul

24/03/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1735393/>

第 55 回食品添加物部会 (CCFA55) が、中国と韓国の共催で韓国のソウルで開幕した (会期は 3 月 24~28 日)。55 カ国以上と 28 のオブザーバー組織から 250 人以上が出席し、また、中国と韓国が共催する初めての部会である。

コーデックス事務局長の Sarah Cahill 氏は、コーデックスへのコミットメントと支援に対する中国政府と韓国政府に感謝の意を表した。その中には、少なくとも 500 の食品添加物条項に関する議論、細胞性食品に関する新規作業に関する議論、そしてこれらの技術的な

議論において、コーデックス加盟国の将来のニーズに応えるために CCFA がどのような準備を整えられるかが含まれる。Cahill 氏は、変化するグローバルな環境の中で生じる新たな課題は、コーデックスの活動にとって重要な基盤、すなわちコーデックスへの関与、リーダーシップ、科学へのコミットメント、そして仕事をやり遂げる意欲を強化する機会であると述べた。

- **CCFA55 / 歩み寄り、協力、友情の精神が実り多い会合を支える**

CCFA55 / Spirit of compromise, collaboration and friendship buoys a productive session
28/03/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1735616/>

第 55 回食品添加物部会（CCFA55）は、報告書が採択され閉幕した。

部会は、食品添加物の同一性および純度に関する改訂および新規の規格、食品添加物および加工助剤の最大基準値の承認および／または改訂など、広範なトピックに関する文書について合意した。また、18 の個別食品規格の条項の整合化、および食品添加物一般規格（GSFA）の関連条項の改訂についても合意した。さらなる整合化作業および電子作業部会の設置も合意された。

また、米国が議長を務める物理的作業部会の結果である 22 の勧告、GSFA に関する電子作業部会の結果である勧告、および食品添加物の条項の新規制定または改訂に関する提案についても議論された。また、「食品添加物の分類名および国際番号システム」（CXG 36-1989）の改訂に関する提案、および、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価対象物質の優先リストへの追加および変更は、第 48 回コーデックス総会（CAC48）での採択に向けて送付される予定である。

パン酵母に関する新規規格案に関する議論では、いくつかの技術的な問題を解決した後、文章を再作成することで合意した。また、GSFA と個別食品規格、その他の関連文書間の齟齬を回避するための作業方法および関与計画に関するペーパー、および、細胞培養培地成分の食品安全性評価に関するガイドラインの策定に関する新規作業についても議論された。この作業は現在も進行中である。

- **ACT : AMR に対する効果的なグローバル対応に向けた前進を認めるプロジェクトレビュー**

ACT / Project review acknowledges progress towards an effective global response to AMR
13/03/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1734899/>

FAO が実施するコーデックス AMR テキスト実施支援行動（ACT）プロジェクトのコンサルテーション会議が 3 月 12 日に開催され、昨年 1 年間の進捗状況について報告があつ

た。会議では、ACT プロジェクトチームが、プロジェクト供与国である韓国の代表者に対し、2024 年に実施された活動と成果を詳細に説明した。このプロジェクトは、食品由来の薬剤耐性（AMR）のモニタリングとサーベイランス、ガバナンス、認知度の向上を目的としており、ボリビア、カンボジア、コロンビア、モンゴル、ネパール、パキスタンで実施されている。しかし、ACT プロジェクトの活動はこれらの国以外にも広がっており、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。

FAO の Thanawat Tiensin 事務局長補兼動物生産・衛生部長が冒頭で挨拶し、「2024 年の国連総会（UNGA）は、AMR の問題に対処するために、特に中低所得国においてマルチステークホルダーによる協力が緊急に必要であることを強調し、また、関連する UNGA 宣言は、食料農業分野における AMR の拡散を管理するための重要な基盤としてコーデックス規格を認めている。ACT プロジェクトは、コーデックス規格を補完して AMR 管理戦略を強化する国々を支援することで、UNGA が呼びかけた行動を直接支援する。国の能力を強化し、責任ある抗菌薬使用を促進し、より多くの人々の認識を高めることで、ACT は世界的な AMR の課題に沿ったものとなっている。」と述べた。

● コーデックス手続きマニュアル第 30 版がダウンロード可能に

The 30th edition of the Codex Procedural Manual is available for download

21/03/2025

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1735279/>

コーデックス手続きマニュアルの最新版がオンラインで公開された。この新版は、第 47 回コーデックス総会で「セクション 4.6：食品中の動物用医薬品残留物に関するコーデックス委員会が適用するリスク分析の原則」における以下の 3 つの変更が合意されたことを受けたものである

- 1) 「附属書 C：動物用医薬品の最大残留基準値の 1 種または複数種への外挿のアプローチ」の改訂
- 2) 「附属書 D：非標的動物飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーに起因する動物由来食品中の動物用医薬品残留物に対するアクションレベル（action level）の設定に関する基準と手順」の追加
- 3) 上記の変更に関連する「優先リストの設定」の項（パラグラフ 133）の修正

また第 30 版では、コーデックス委員会が穀物・豆類部会の再開を決定したことを受け、「セクション 5.1：部会、文書参照先、業務内容」の変更、また、特に同義語に関する文言の整合性向上、略語の明確化、番号付きサブセクションを用いたより正確な相互参照のための編集上の変更も行っている。

*コーデックス手続きマニュアル第 30 版

<https://openknowledge.fao.org/items/b4e987be-03df-49be-a774-dba8aa75a708>

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. 新しいゲノム技術 : EU理事会、**negotiating mandate**に合意

New genomic techniques: Council agrees negotiating mandate

Council of the EU | Press release | 14 March 2025

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/03/14/new-genomic-techniques-council-agrees-negotiating-mandate/>

常駐代表委員会 (Coreper : (訳注) EU 理事会の準備・補佐機関で、各加盟国の EU 常駐代表による会議) は、新しいゲノム技術 (NGT) により得られた植物およびその食品・飼料に関する規則についての EU 理事会の **negotiating mandate** (訳注 : 規則案を検討し、欧州議会と交渉する項目をまとめた文書) を承認した。

この規則案は、農業食料分野における技術革新と持続可能性を促進し、食料安全保障と外部依存の削減に貢献することを目的としている。この規則は、ヒト、動物、環境の健康に対する強固な保護を保証し、また、植物育種分野の安全性、透明性、競争力を保証するものである。

規則案の主な内容

本規則案では、NGT 植物が市場に出回るための 2 つの異なる経路を設けている。

- カテゴリー1 の NGT 植物 : 自然または従来の育種方法でも発生し得るもので、現在遺伝子組換え生物 (GMO) に関する法律に定められている規則から除外され、ラベル表示もされない (但し種子には表示しなければならない)。
- カテゴリー2 の NGT 植物 : その他のすべての NGT 植物。GMO 法の規則が適用され (リスク評価と上市前の認可を含む)、そのように表示される。

さらに、この提案では有機栽培における NGT の使用は除外されている。

EU 理事会が合意した主な変更提案

本規則案に関して、EU 理事会は、環境と健康の目標、および特許に関する懸念を考慮し、以下のような変更を提案している。

- 新しいゲノム技術を用いた植物の栽培と存在
 - 栽培からのオプトアウト : 加盟国は自国の領土内でのカテゴリー2 の NGT 植物の栽培を禁止することができる。
 - 任意の共存措置 : 加盟国は、カテゴリー2 の NGT 植物が他の製品に意図せず混入することを避けるための措置をとることができ、国境を越えた混入を防ぐための措置をとる必要がある。
 - 加盟国は、自国領土内の有機農業においてカテゴリー1 の NGT 植物が意図せず存在することを避けるため、特に特定の地理的条件を持つ地域 (地中海の島国や島嶼地域など) において対策を講じることができる。

- カテゴリー1のNGT植物と特許

カテゴリー1のNGT植物または製品の登録を申請する場合、企業または育種家は、すべての既存または出願中の特許に関する情報を提出しなければならない。この特許情報は、透明性確保のため、欧州委員会（EC）が設置する全てのカテゴリー1のNGT植物のデータベースに登録しなければならない。

- 特許専門家グループ

全加盟国と欧州特許庁の専門家による、NGT植物に対する特許の影響に関する専門家グループを設置する。

- 特許に関する研究

規則発効から1年後、ECは、特許が技術革新、農家への種子の供給、EUの植物育種分野の競争力に与える影響に関する調査結果を報告しなければならない。またECは、この調査で発見された問題に対するフォローアップ措置あるいは立法案を発表する。1回目の調査でフォローアップ措置や立法案が必要とされなかった場合、ECは4～6年後に、2回目の調査結果を報告することが求められる。

- ラベル表示

規則案では、カテゴリー2のNGT植物にはNGTであることをラベル表示しなければならないとされている。その際、変更された形質のすべてを網羅しなければならない。

- 形質

カテゴリー1のNGT植物では、除草剤耐性を形質とすることはできない（除草剤耐性の植物はカテゴリー2のNGT植物の要件の対象となることを確実にするため）。

次のステップ

negotiating mandateに関する合意により、EU理事会は欧州議会との交渉を開始することができる。規則の発効には、EU理事会および欧州議会での最終文書の正式な採択が必要である。

背景

新しい規則案は、EU市場で入手可能なNGT植物が、従来の品種と同様に安全であることを保証するものである。GMOは引き続き、EUのGMOに関する法律で規制され、その内容に変更はない。

ECは2023年7月5日、NGTの規制に関する提案を採択した。EU理事会での技術的作業は2023年7月に開始された。欧州議会は2024年4月、同提案に対する結論に達している。

*参考情報：ECによる新規則の提案

Proposal for a new Regulation on plants produced by certain new genomic techniques
https://food.ec.europa.eu/plants/genetically-modified-organisms/new-techniques-biotechnology_en

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2024（2024. 02. 21）

【EC】 欧州議会ニュース

新しいゲノム技術：欧州議会議員は農家のグリーン移行を支援する規則を支持

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202404c.pdf>

（欧州議会の結論に関する記事。規則案について EU 理事会と交渉する方針を採択。）

2. 査察報告書

● ポーランド—水産物

Poland 2024-8020—Fishery Products

27-02-2025

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4847>

2024年5月27日～6月12日に実施したポーランドの査察結果。査察の目的は、公的管理システムの組織や運用が EU 法の要件を満たしているか、水産物に関連する EU 規則が効果的に実施されているかを評価することと、前回の査察報告書の是正措置をフォローアップすることだった。水産物生産チェーン全体を対象とする包括的な管理システムが開発されており、ほとんどの部分でよく実施され、効果的である。養殖場での食品安全面を扱う管理システム、指定獣医の研修などに欠点が確認された。前回の査察の助言に対する是正措置は概ね有効だが、更なる情報や行動が必要である。

● 南アフリカ—動物及び動物製品に含まれる薬理活性物質、農薬及び汚染物質の残留物に関する管理の評価

South Africa 2024-8088—evaluate controls on residues of pharmacologically active substances, pesticides and contaminants in animals and animal products

27-02-2025

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4849>

2024年9月3～12日に実施した南アフリカの完全リモートによる査察の結果。査察の目的は、動物及び動物製品に含まれる薬理活性物質の残留物、農薬及び汚染物質に関する国の管理システムの機能や、欧州委員会の担当部局に提供された管理計画の遵守を検証することだった。対象は水産養殖（アワビ）、野生動物（シマウマ）、畜産動物（ダチョウ）である。設定されている残留物管理システムには、効果的な運用のための全ての要素が含まれている。違反サンプル結果に対処するための措置は、EU 輸出用動物由来食品が適用される規制値を遵守しているという保証を裏付けるのに十分である。

● パラグアイ—薬理活性物質、農薬、汚染物質の残留物の管理を含む EU 輸出用牛の肉及びケーシング

Paraguay 2024-8037—Bovine meat and casings to be exported to the EU including controls on residues of pharmacologically active substances, pesticides and contaminants

27-02-2025

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4845>

2024年9月9～24日に実施した、EU輸出用動物由来食品（牛の肉とケーシング）の生産に関する公衆衛生や認証システムに関する公的管理が、EU法に基づく適切な保証を提供しているかどうかや、牛や動物製品の薬理活性物質、農薬、汚染物質の残留物に関する国の管理システムの機能を評価したパラグアイの査察結果。EU向けの牛の肉とケーシングの生産に関しては、適切にデザインされた公的管理システムが設定され、正しく実行されており、輸出証明書の信頼性を裏付ける適切な根拠を提供している。また、前回の査察報告書の助言に対処した措置は適切に完了している。違反結果を扱うための措置は、EU輸出用動物由来食品が適用される規制値に従っているという保証を裏付けるのに十分である。

● ベリーズ—水産物

Belize 2023-7843—Fishery products

27-02-2025

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4848>

EU輸出用水産物がEU要件に従っていることを確認し、公的に証明するための当局の能力を検証したベリーズの管理結果。ベリーズの農業衛生局が提出した回答の評価から、様々な欠点が明らかになった。水産物のEU基準とのギャップ、一次生産漁船の管理の欠如、水産物の管理に関するEU規則の適用範囲が不完全なこと（製品自体）、特定の試験結果の信頼性に確実性がないこと、これらが異例の数の助言が発行されるきっかけとなり、ベリーズの農業衛生局の証明書の保証能力を損ねている。特定された欠点の実際の影響は完全には評価できないが、別の種類の管理で対応できる可能性がある。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

RASFF - food and feed safety alerts

https://food.ec.europa.eu/food-safety/rasff_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

03/16/2025～03/29/2025の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ産ライ麦粉のオクラトキシン A、アフガニスタン産乾燥アプリコットの二酸化硫黄 E220 非表示、中国産ドイツ経由ピーナッツのアフラトキシン類、フランス産アルコール

飲料の亜硫酸塩、シリア産トルコ経由及びドイツ経由スイカ種子のアフラトキシン類、フランス産薄殻貝(ヨーロッパワスレガイ)の記憶喪失性貝毒、ロシア産飼料用糖蜜のメタミドホス、スペイン産乾燥イチジクのオクラトキシン A、中国産皿のホルムアルデヒド、スリランカ産生鮮キハダマグロ皮なしロインのヒスタミン、オーストリア産フードサプリメントの Cannabinoids (CBD) 及び Tetrahydrocannabinol (THC) 高含有、フランス産有機全粒粉ホラーサーン小麦粉のカドミウム、アルゼンチン産皮むきピーナッツのアフラトキシン類、マレーシア産ミニ唐辛子のカルバリル・クロルフェナピル・ダイアジノン・プロフェノホス・エチオン及びクロルピリホスエチル、ウズベキスタン産乾燥すりもみディル葉先のクロルピリホス及びペンコナゾール、トルコ産オランダ経由ナッツ入りデザートのアフラトキシン類、ポーランド産ライ麦のオクラトキシン A、など。

注意喚起情報 (information for attention)

英国産オンライン販売されているダイエタリーサプリメントの禁止物質、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、中国産エナメルコーティングカップからのアルミニウムの溶出、オランダ産チョコレートバーのムシモール、セルビア産子羊用補完配合飼料のアフラトキシン B1、ウクライナ産ワッフルカップのアクリルアミド高含有、フィリピン産サバヒー(Milkfish, Bangus)のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン、エジプト産生鮮トマトのクロルピリホス、アルゼンチン産ピーナッツカーネルのアフラトキシン類、アルジェリア産飲料缶のビスフェノール A、ルーマニア産飼料用トウモロコシのアフラトキシン B1、ポルトガル産ウェブショップで販売されているフードサプリメントのビタミン D 高含有、エジプト産冷凍イチゴのオキサミル、モロッコ産スペイン経由パプリカのアバメクチン、アイルランド産七面鳥バーガーの二酸化硫黄非表示、ブルガリア産オンライン販売されているフードサプリメントの禁止物質(複数あり)、インド産ジョワールヒエ及びモロコシのクロルピリホス、インド産米粉のクロルピリホス、トルコ産トウガラシのホルメタネート塩酸塩、オランダ産インスタント麺のグリシジル脂肪酸エステル類及び 3-モノクロロ-1,2-プロパンジオール (3-MCPD)、トルコ産レーズンのアセタミプリド、ベトナム産粉末シナモンの鉛及び水銀、エジプト産レモンのクロルピリホス、ウルグアイ産ピーナッツカーネルのアフラトキシン類、パキスタン産米のアフラトキシン B1 及びオクラトキシン A、ベラルーシ産マスタード種子のエルカ酸高含有、フランス産マテ貝の記憶喪失性貝毒 (ASP)、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン類、コロンビア産マンゴーのプロクロラズ、イタリア産ハウレンソウのアセタミプリド、ペルー産アボカドのカドミウム、マダガスカル産黒コショウのクロルピリホス・多環芳香族炭化水素及びアントラキノン、トルコ産乾燥オレガノのピロリジジンアルカロイド高含有、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

ジョージア産ヘーゼルナッツカーネルのアフラトキシン、エジプト産オレンジのクロルピリホス(複数あり)、エジプト産ネーブルオレンジのクロルプロファム、エジプト産オレンジのジメトエート及びクロルピリホスエチル、インド産米のクロルピリホスエチル、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシン類、インド産センナ抽出物のエチレンオキシド、インド

産バスマティ米のオクラトキシシン A、トルコ産ピーマンのホルメタネート、エジプト産マジョラムのクロルピリホス及びプロピコナゾール、エジプト産クロルピリホスエチル及びブプロフェジン、パキスタン産米のアセタミプリド、チリ産養殖サーモンのオキシテトラサイクリン、チリ産サーモンのオキシテトラサイクリン、スペイン産サーモンフィレの動物用医薬品残留物、ケニア産緑豆のインドキサカルブ、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシシン類、ケニア産緑豆のビフェントリン・アセフェート・ヘキサコナゾール及びメタミドホス、中国産缶詰の皮をむいた桃のスズ、トルコ産有機乾燥イチジクのオクラトキシシン A、インド産クミンのクロチアニジン・ジメトエート・ジノテフラン・ファモキサドン・フィプロニル・イミダクロプリド・クレソキシムメチル・メタラキシル・ピコキシストロビン・プロピコナゾール・チアメトキサム・トルフェンピラド・トリシクラゾール・アセタミプリド・アゾキシストロビン・カルベンダジム・カルボフラン及びクロルピリホス、イラン産丸ごとピスタチオカーネルのアフラトキシシン類、インド産粉末クミンのトルフェンピラド・クロルピリホス・シペルメトリン・アゾキシストロビン・カルベンダジム・ジノテフラン・ファモキサドン・ヘキサコナゾール・イソプロチオラン・チアメトキサム・トリフロキシストロビン・フルキサピロキサド・クレソキシムメチル・メタラキシル・ピコキシストロビン・ピラクロストロビン及びピリプロキシフェン、トルコ産チョコレートシルデナフィル、エジプト産ピーナッツのアフラトキシシン類、トルコ産生鮮ピーマンのフェナミホス、インド産観賞鳥飼料用ピーナッツのアフラトキシシン B1、トルコ産生鮮ピーマンのペルメトリン、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシシン類(複数あり)、チリ産サーモンのオキシテトラサイクリン(複数あり)、エジプト産オレンジのクロルピリホス、インド産オクラのチアメトキサム及びクロチアニジン、中国産ミント入り緑茶のクロルピリホス、ベネズエラ産トルコ経由緑豆のカドミウム、ロシア産キュウリのフロニカミド、米国産殻付きピスタチオのアフラトキシシン類、スリランカ産ササゲのフェノブカルブ、インド産動物飼料用パルミチン酸のイソプロチオラン、パキスタン産米のクロルピリホス、トルコ産生鮮ピーマンのホスチアゼート・スピロテトラマト及びクロルピリホスメチル、エジプト産殻付きピーナッツのアフラトキシシン類、ロシア産ワッフルケーキのトランス脂肪酸高含有(複数あり)、イタリア産ラズベリーのエトキサゾール・フェナザキン・ヘキシチアゾクス及びアセキノシル、米国産トルコ経由ピスタチオカーネルのアフラトキシシン類、中国産未承認新規食品菊抽出物、インド産青唐辛子のメプチルジノカップ、など。

● 欧州化学品庁 (ECHA : European Chemicals Agency) <https://echa.europa.eu/home>

1. 3月のRACおよびSEAC会合のハイライト

Highlights from March RAC and SEAC meetings

19 March 2025

<https://echa.europa.eu/-/highlights-from-march-2025-rac-and-seac-meetings>

2025年最初の会合で、リスク評価委員会（RAC）と社会経済分析委員会（SEAC）は、パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の規制に関するEU全体の提案の評価を継続した。両委員会は、フッ素系ガスの用途に関する暫定的な結論に達した。さらに、RACは輸送とエネルギー用途についても暫定的な結論に達したが、SEACは6月の会合でこれらの分野の議論を続ける予定である。各委員会はまた、今後の会議で評価する分野を発表した。6月の暫定計画は以下の通り。

- 医療機器（RAC および SEAC）
- 潤滑油（RAC および SEAC）
- 輸送（SEAC 継続）
- エネルギー（SEAC 継続）
- 電子機器および半導体（RAC での導入議論）

6月以降、各委員会は以下の分野に重点を置く。

- 電子機器および半導体
- その他のアプリケーション

調和された分類と表示

RACは、調和された分類と表示に関する13の意見を採択した。これらの意見には以下のものが含まれる。

- 硝酸銀：RACは、生殖毒性（生殖能と発生の両方への影響についてカテゴリー1B）および発がん性（カテゴリー2）の新分類を含む、9つのハザード分類における分類の追加または修正を勧告する。
- 合成非晶質シリカ：RACは、吸入による長期または反復暴露により呼吸器に障害を引き起こす物質（STOT RE 1）として調和された分類を導入することを勧告する。

認可申請

RACは17件、SEACは6件の認可申請に関する意見案に合意した。さらに、RACとSEACは、認可申請に関する意見4件とレビュー報告書に関する意見3件を採択した。

* Annex to news: Highlights from March RAC and SEAC meetings

https://echa.europa.eu/documents/10162/111425157/news_annex_rac_seac_march_2025_en.pdf/6859ad7d-249c-6bbf-4a70-29e9858b9770?

● 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

<https://www.efsa.europa.eu/en>

1. RNAi を用いた遺伝子組換え植物のリスク評価に関する考慮事項

Risk assessment considerations for RNAi - based genetically modified plants

21 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9321>

(ガイダンス)

遺伝子組換え植物(GMP)のリスク評価の要件は、規則(EU) No 503/2013 及び GM 植物由来食品及び飼料のリスク評価に関する EFSA のガイダンス(EFSA GMO Panel, 2011)で定められている。RNA 干渉(RNAi)により遺伝子転写産物をサイレンシングする GMP を開発する場合、申請者はいくつかの特定の追加分析を提供する必要がある。このガイダンスは、EFSA に提出される GMP 申請書の要件や推奨事項を説明するものである。オフターゲットに関するバイオインフォマティクス解析や特性の確認に焦点を当てた分子キャラクタリゼーション、及び、RNAi を用いた GMP の食品及び飼料の安全性や食事暴露評価をカバーしている。本ガイダンスは、GMO に関する科学パネル (GMO パネル) の第 118 回本会議の議事録の附属書 II に記載されている、植物における RNAi オフターゲットのリスク評価のための GMO パネルの戦略に代わるもので、植物における RNAi のメカニズムに関する現在の知見を考慮している。

* 関連情報：GMO に関する科学パネルの第 118 回本会議議事録

<https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/event/171025-m.pdf>

2. ワンヘルスサーベイランスデータ収集のための報告ガイダンス

Reporting guidance for the One Health surveillance data collection

21 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9351>

(技術的報告書)

本技術的報告書は、直接助成金契約の下で加盟国が実施したワンヘルスサーベイランス活動の中で得られた分析試験結果や関連するメタデータを EFSA に報告する方法について指導するためのものであり、EFSA 標準試料概要(SSD2)データモデルの個々の要素について詳細に説明することを目的としている。データの種類、許容される用語のリスト、関連するビジネスルールについての情報などのデータ要素について説明する。各国の報告を確実に統一するために、共通のサンプリングスキームの報告方法についての指示も提供されている。

3. 海洋養殖において飼料を介して化学物質が散布される場合の海底堆積物に含まれる化学物質の環境中濃度を予測するためのモデル開発：タスク 1.1. 標準的な暴露シナリオの開発

Model development to predict environmental concentrations of chemical substances in marine sediment when the substance is applied via feed in marine aquaculture: Task 1.1.

Developing standard exposure scenarios

13 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-9295>

(外部科学報告書)

EFSA は、水産養殖に使用される飼料添加物の安全性を、環境に対する安全性も含めて評価している。堆積物コンパートメントは、これらの化学物質によるリスクの最も高い環境領域であることが多い。「海洋養殖において飼料を介した散布により海底蓄積物に含まれる化学物質の環境中濃度モデリング」というプロジェクトの一環として、タスク 1.1 では、飼料に使用される化学物質、養殖生産、海洋条件に関する情報を収集・評価し、予測環境中濃度 (PEC) 算出のための標準的な暴露シナリオを開発した。

4. Coldiretti との会合に関する声明

Statement on meeting with Coldiretti

19 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/statement-meeting-coldiretti>

3月19日、イタリアの農業協同組合 Coldiretti はパルマでデモを行った。EFSA の最高幹部はこの団体の代表者と会い、細胞培養や精密発酵に由来する食品について議論した。建設的な議論が行われ、Coldiretti が提唱したいくつかの懸念や要求、安全性評価に対する EFSA のアプローチが明確にされた。届け出られた製品、要求し提出された試験結果、科学的評価プロセスについての全ての情報は、EFSA のウェブサイト上で自由に入手できる。EFSA は、国民の激しい議論の対象となっているトピックを扱う際には、オープンで透明性のある議論が不可欠だと考えている。EU の政策や立法者を支援する科学機関としての EFSA の目的は、人々が食べることを選択したあらゆる食品が安全であると保証することである。

5. 食品酵素関連

- 遺伝子組換え *Bacillus subtilis* DP - Ezd119 株由来食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme endo - 1,4 - β - xylanase from the genetically modified *Bacillus subtilis* strain DP - Ezd119

19 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9289>

(科学的意見)

食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼ(4 - β - D - キシランキシラノヒドロラーゼ; EC 3.2.1.8)は、Genencor International 社が遺伝子組換え *Bacillus subtilis* DP - Ezd119 株で生産した。この生産株は安全性適格推定(QPS)アプローチの要件を満たしている。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品用酵素にはこの生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれないと考えられた。この食品用酵素は焼成製品の生産のための穀類及びその他の穀物 (cereals and other grains) の加工に使用されることを意図している。食事

暴露量は欧州人で最大 0.085 mg 総有機固形物/kg 体重/日と推定された。この生産株の QPS ステータスと、この食品用酵素の製造工程から生じる懸念がないことを考慮して、毒性学的試験は必要ないとパネルは判断した。既知のアレルゲンに対するエンド - 1,4 - β - キシラナーゼのアミノ酸配列の相同性を調査したところ、一致はなかった。パネルは、この食品用酵素への食事暴露上のアレルギー反応リスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 遺伝子組換え *Aspergillus niger* XYL 株由来食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼの安全性評価の更新

Updated safety evaluation of the food enzyme endo - 1,4 - β - xylanase from the genetically modified *Aspergillus niger* strain XYL

19 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9292>

(科学的意見)

食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼ(4 - β - d - キシランキシラノヒドロラーゼ, EC 3.2.1.8)は、DSM Food specialties 社が遺伝子組換え *Aspergillus niger* XYL 株で生産した。この食品用酵素の評価は以前行われ、その中で EFSA は、遺伝毒性試験におけるデータのギャップにより、その安全性について結論できなかった。その後、申請者は新たなデータを提出した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品用酵素にはこの生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれない。この食品用酵素は 4 つの食品製造工程で使用することを意図している。食事暴露量は欧州人で最大 0.281 mg 総有機固形物(TOS)/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を示さなかった。全身毒性は、ラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは無毒性量を、それぞれ試験した最大用量で、雄ラットでは 4095 mg TOS/kg 体重/日、雌ラットでは 4457 mg TOS/kg 体重/日とした。推定食事暴露量と比較した場合、暴露マージンは少なくとも 14,573 となる。既知のアレルゲンに対するエンド - 1,4 - β - キシラナーゼのアミノ酸配列の相同性が調査され、一致はなかった。パネルは、この食品用酵素への食事暴露上のアレルギー反応リスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。新しいデータと以前提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 遺伝子組換え *Aspergillus niger* XEA 株由来食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラナーゼの使用拡大の安全性評価

Safety evaluation of an extension of use of the food enzyme endo - 1,4 - β - xylanase from the genetically modified *Aspergillus niger* strain XEA

28 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9328>

(科学的意見)

食品用酵素エンド - 1,4 - β - キシラーゼ(4 - β - d - キシラン キシラーノヒドロラーゼ, EC 3.2.1.8)は、DSM Food Specialties 社が遺伝子組換え *Aspergillus niger* XEA 株で生産した。この食品用酵素の安全性評価は以前行われ、その中で EFSA は、この食品用酵素は 2 つの食品製造工程で使用される場合、安全上の懸念を生じないと結論した。その後、申請者は 4 つの追加の製造工程を含めるために使用拡大を要請した。この評価において、EFSA は合計 6 つの食品製造工程で使用する場合の、この食品用酵素の安全性評価を更新した。食事暴露量は欧州人で、最大 0.316 mg 総有機固形物(TOS)/kg 体重/日と算出された。以前報告された無毒性量 (試験した最大用量、1852 mg TOS/kg 体重/日) と組み合わせた場合、パネルは、暴露マージンを少なくとも 5861 とした。新たなデータ、改訂した暴露マージン、以前の評価に基づき、パネルは、この食品用酵素は改訂した意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

- 改変工程により生産された遺伝子組換え *Bacillus subtilis* LMG S - 25520 株由来食品用酵素アクアライシン 1 の安全性評価の改訂

Revised safety evaluation of the food enzyme aqualysin 1 from the genetically modified *Bacillus subtilis* strain LMG S - 25520 produced by a modified process

12 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9288>

(科学的意見)

食品用酵素アクアライシン 1(EC 3.4.21.111)は、Puratos 社が遺伝子組換え *Bacillus subtilis* LMG S - 25520 株で生産した。パネルは以前の評価で、暴露マージンが不十分なため安全上の懸念を除外できず、また、試験した全ての食品用酵素のバッチに組換え DNA が存在していると指摘した。フォローアップとして、申請者は製造工程を改変し、新しいデータを提出した。これらのデータから、生産株が安全性適格推定(QPS)ステータスの要件を満たしていること、改変した食品用酵素製造工程から懸念が生じないことが立証されたため、毒性学的試験は必要ないと考えられた。この食品用酵素には生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれない。焼成工程で使用することを意図している。食事暴露量は欧州人で最大 0.385 mg 総有機固形物(TOS)/kg 体重/日と推定された。既知のアレルゲンに対するアクアライシン 1 のアミノ酸配列の相同性の新しい調査が行われ、食物アレルゲン 1 件、呼吸器系アレルゲン 20 件、接触アレルゲン 3 件の一致が見つかった。提出された新たなデータに基づき、パネルはこの食品用酵素への食事暴露上のアレルギー反応のリスクは除外できないと結論した。パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

6. 遺伝子組換え関連

- 遺伝子組換えトウモロコシ DAS1131 の評価(申請書 GMFF - 2021 - 1530)

Assessment of genetically modified maize DAS1131 (application GMFF - 2021 - 1530)

19 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9282>

(科学的意見)

遺伝子組換えトウモロコシ DAS1131 は、特定の影響を受けやすいチョウ目害虫への抵抗性及びグリホサート除草剤への耐性を与えるために開発されたもので、これらの特性は、cry1Da2 及び dgt - 28 epsps 発現カセットを導入することで獲得された。分子特性データ及びバイオインフォマティクス解析は、食品/飼料の安全性評価を必要とする問題を特定していない。トウモロコシ DAS1131 と従来の対応種との間で確認された農学的/表現型的特性及び組成特性における違いに関しては、安全性及び栄養学的懸念が生じない穀類の粗脂肪は除き、いずれも更なる評価を必要としない。遺伝子組換え生物に関するパネル(GMO パネル)は、トウモロコシ DAS1131 に発現された Cry1Da2 及び DGT - 28 EPSPS タンパク質の毒性やアレルギー性に案ずる安全上の懸念を特定しておらず、この遺伝子組換えがトウモロコシ DAS1131 の全体的なアレルギー性を変化させるという根拠は見つかっていない。この申請書において、トウモロコシ DAS1131 由来食品及び飼料の摂取はヒトや動物の栄養上の懸念を示さない。GMO パネルは、トウモロコシ DAS1131 は従来の対応種や検査した非-GM トウモロコシ品種と同様に安全であり、食品/飼料の市販後モニタリングは必要ないと結論している。トウモロコシ DAS1131 の生存可能な穀粒が環境中に放出された場合でも、環境安全上の懸念を生じることはない。市販後環境モニタリング計画及び報告間隔はトウモロコシ DAS1131 の用途に沿っている。GMO パネルは、ヒトや動物の健康及び環境に関する潜在的な影響に関して、トウモロコシ DAS1131 は、従来の対応種や検査した非-GM トウモロコシ品種と同様に安全であると結論した。

7. 農薬関連

- **MRL レビューの枠組みによるメプチルジノカップ (DE - 126)の確認データの評価、及び、生食用及びワイン用ブドウにおける既存 MRL の改訂**

Evaluation of the confirmatory data following the Article 12 MRL review for meptyldinocap (DE - 126) and modification of the existing maximum residue levels in table and wine grapes

20 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9309>

(理由付き科学的意見)

規則 (EC) No 396/2005 の第 12 条に基づく MRL レビューの枠組みにおいて、メプチルジノカップについて特定されたデータギャップに対して提供された確認データの評価が行われた。EFSA は、特定されたデータギャップは、生食用及びワイン用ブドウでは十分対処され、イチゴには部分的に対処され、メロンとスイカでは対処されなかったと結論した。さらに、提出された新たな情報により、生食用及びワイン用ブドウの既存の MRL の改訂が必

要とされた。また、メプチルジノカップに関する消費者リスク評価も MRL レビュー結果に従って改訂され、消費者の懸念は確認されなかった。

- ハチミツのアセタミプリドの既存 MRL の改訂

Modification of the existing maximum residue level for acetamiprid in honey

18 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9300>

(理由付き科学的意見)

- さくらんぼのデルタメトリンの既存 MRL 改訂

Modification of the existing maximum residue level for deltamethrin in cherries

25 March 2025

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9314>

(理由付き科学的意見)

- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <https://www.food.gov.uk/>

1. EU の **Breakfast Directives** (朝食指令) の改正の移行と施行に関する意見募集

Consultation on the Transposition and Enforcement of the EU's Amendments to the Breakfast Directives

20 March 2025

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/consultations/consultation-on-the-transposition-and-enforcement-of-the-eus-amendments-to-the-breakfast-directives>

この意見募集では、改正指令(EU)2024/1438 に概説されている新しい要件の移行と施行方法についての意見を求めている。指令の改正は、次の北アイルランド国内法に移行される予定である。この指令は、総称して「**Breakfast Directives** (朝食指令)」と呼ばれる 7 つの指令のうち以下 4 つを改正するものである。

- Directive 2001/110/EC (ハチミツ)
- Directive 2001/112/EC (フルーツジュース及び特定の類似製品)
- Directive 2001/113/EC (フルーツジャム、ゼリー、マーマレード、マロンピューレ)
- Directive 2001/114/EC (一部又は全部が脱水された特定の保存用ミルク)

改正指令は、透明性を高め、消費者が情報に基づいたより健康的な決定を行えるように支援することを目的として、蜂蜜、フルーツジュース、ジャム、マーマレード、保存用ミルクなどの製品の成分、ラベル表示、加工に関する規則の変更を定めている。北アイルランドは、これらの指令の改正を 2025 年 12 月 14 日までに国内法に導入し、食品企業が遵守するための経過措置期間は 2026 年 6 月 14 日までとする予定である。意見募集期間は 2025 年 5

月 14 日まで。

* 詳細情報：コンサルテーションパック

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/media/document/Consultation%20Pack%20-%20Transposition%20and%20Enforcement%20of%20the%20EU%E2%80%99s%20Amendments%20to%20the%20Breakfast%20Directives%20.pdf>

2. デリー市及びストラベーン地区議会はフォイルアリーナの自動販売機に栄養基準を導入する

Derry City and Strabane District Council Implements Nutritional Standards in Vending at Foyle Arena

21 March 2025

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/derry-city-and-strabane-district-council-implements-nutritional-standards-in-vending-at-foyle-arena>

デリー市及びストラベーン地区議会は、英国食品基準庁（FSA）と協力し、フォイルアリーナの自動販売機に栄養基準を導入した。デリー市及びストラベーン地区議会にとって、住民の健康とウェルビーイングの向上を支援し、実現することが最優先事項である。フォイルアリーナの自動販売機に栄養基準を導入することで、消費者が低カロリーの商品を購入しやすくなり、外出先で健康的な選択を求める消費者の需要の高まりに応えるのに役立つ。特に自動販売機では、他のサービスが利用できないときに食べ物や飲み物へのアクセスを提供するため、重要である。

第 1 段階では、自動販売機のすべての食品を 250 kcal 未満に、第 2 段階では 200 kcal 未満にする。また、糖分を多く含む飲料は、第 1 段階では全飲料の 10% 未満、第 2 段階では 0% にする。これにより第 1 段階で総カロリーを 25%、第 2 段階で 35~50% 削減できる可能性がある。

3. リコール情報

- **Hogan's Turkey** は表示されていない二酸化硫黄のため **Hogan's Farm** ターキーバーガーをリコールする

Hogan's Turkey recalls Hogan's Farm Turkey Burgers because of undeclared sulphur dioxide

20 November 2024

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/alert/fsa-aa-15-2025>

Hogan's Turkey は、ラベルに記載されていない二酸化硫黄が含まれているため、Hogan's Farm ターキーバーガーをリコールしている。この製品は二酸化硫黄又は亜硫酸塩に敏感な人にとっては健康上のリスクとなる可能性がある。

- 英国毒性委員会（COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）<https://cot.food.gov.uk/>

1. COT 会合 : 2025 年 3 月 25 日

COT Meeting: 25th March 2025

12 March 2025

<https://cot.food.gov.uk/COT%20Meeting:%2025th%20March%202025>

- 2025 年 2 月 4 日の会合の議事録
- ワークショップ報告書-腸内反応：ゼノバイオティクスとマイクロバイーム
- 植物由来飲料に関する作業部会報告書案
- 食品、飲料、フードサプリメントにおけるアシュワガンダの安全性のレビュー
- FSA フェローと博士課程の学生からの最新情報

<https://cot.food.gov.uk/Introduction%20-%20Update%20from%20FSA%20Fellow%20and%20PhD%20student>

- 食品中の T2 および HT2 マイコトキシンのリスク評価
- マリンバイオトキシンのリスクランキング
- 母親の食事中的シトリニン-第一次声明案

https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2025-03/TOX-2025-16%20Citricin%20in%20the%20Maternal%20Diet_First%20Draft%20Statement%20%20SO%20Acc%20V.pdf

背景

シトリニン (CIT) は、*Aspergillus* 属、*Penicillium* 属、*Monascus* 属の数種の真菌によって生成されるマイコトキシンである。主に穀類に存在するが、豆類、果物、果物・野菜ジュース、ハーブやスパイス、腐敗した乳製品など、植物由来の他の製品にも存在することがある。2014 年のトータルダイエツトスタディでは食用動物製品から CIT は検出されなかったため、本評価では飼料から動物製品への CIT のキャリアオーバーは考慮されていない。さらに、CIT は紅麴 (red yeast rice: RYR、red mould rice: RMR) などの *Monascus* 発酵製品に含まれる好ましくない汚染物質である。RYR はアジア料理で食品着色料や風味増強剤として使用され、血漿中のトリグリセリドやコレステロール値を低下させるとしてサプリメントにも使用されている。2019 年、欧州委員会規則 (EC) No1881/2006 における RYR 製品中の CIT の最大基準値 (ML) は、2,000 µg/kg から 100 µg/kg に引き下げられた。大部分の RYR サプリメントのパッケージには、a) 小児および/または妊娠中もしくは授乳中の女性には適さない、または、b) これらのグループには摂取前に医師に相談することを推奨する、と記載されている。パッケージに警告が記載されているため、RYR サプリメントは本評価ではこれ以上考慮されていない。

結論

COT は、入手可能なデータに基づき健康影響に基づく指標値 (HBGV) を設定できない

と結論づけ、腎毒性の懸念がないレベルを使用する EFSA の従来のアプローチを継続使用することに同意した。EFSA は、HBGV よりも安全性は低いが、ヒトでの腎毒性について懸念のないレベルとして 0.2 $\mu\text{g/kg}$ 体重/日を決定していた。COT はまた、このレベルは妊産婦、生殖および発生への影響に対して十分な保護効果があると考えた。しかし、データベースには限界があるため、遺伝毒性と発がん性のリスクを除外することはできない。推定された暴露量は、腎毒性および生殖・発生への影響については、毒性学的な懸念はない。さらに、CIT はどの食品群からも定量限界を超えて検出されなかったことから、CIT への暴露は低く、英国の消費者が懸念するものではないことが裏付けられた。

- 他の FSA 科学助言委員会の作業について更新

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<https://www.bfr.bund.de/en/home.html>

1. EDKAR 研究：青年におけるエナジードリンクの摂取と健康影響に関するデータ収集完了

初めてのデータ評価からは心臓への心配な影響は示されていない

EDKAR study: Data collection on the consumption of energy drinks and their health effects in adolescents completed

First data assessment does not indicate any worrying effects on the heart

21 March 2025

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/edkar-study-data-collection-on-the-consumption-of-energy-drinks-and-their-health-effects-in-adolescents-completed.pdf>

2020年8月、ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)はドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)に対し、青年におけるエナジードリンクの慢性大量摂取、ライフスタイル、心血管系に関する研究を実施するよう求めた。この複雑な研究(EDKAR研究)の心臓病学的検査を含むデータ収集が完了した。現在、科学雑誌への掲載に向けて妥当性のチェックが行われており、終了次第、この研究結果についての包括的な情報が国民に提供される。データの初期評価から試験した心臓病学的パラメータにおける心配な結果は示されていない。しかし BfR は、エナジードリンクの過剰摂取は、特に心臓病、高血圧、糖尿病、肥満などに気づいていない人々には健康リスクと関連する可能性があり、アルコールと一緒に摂取したり運動と組み合わせると健康リスクをもたらす可能性があるとして指摘している。

EDKAR は、「エナジードリンクと心臓病学的リスク」“Energy Drinks und Kardiologisches Risiko” (= “Energy Drinks and Cardiological risk”)の略である。この研究において、ベルリンの15~18歳の学生5,000人以上が、エナジードリンクの摂取について尋ねられ、心臓病学的検査を受けた。エナジードリンクは、集中力を高め、身体能力を高めると宣伝されているカフェイン入りのソフトドリンクである。この研究の目的は、このドリ

ンクの恒常的な多量摂取が、青年の心臓の健康に影響を与えているのかどうか、与えるならどのような健康影響を与えているのかを解明することである。

* エナジードリンクに関する詳細情報

カフェイン及びエナジードリンクなどカフェインを含む食品についての FAQ

https://www.bfr.bund.de/en/frequently_asked_questions_on_caffeine_and_foods_containing_caffeine_including_energy_drinks-194902.html

EDKAR 研究（ドイツ語）

<https://www.bfr.bund.de/de/edkar.html>

* 関連記事：食品安全情報（化学物質）No. 15/ 2024（2024. 07. 24）

【BfR】消費者健康保護ヒト研究センター

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202415c.pdf>

2. 健康リスクのあるカフェインキック

Caffeine kick with health risks

10/2025, 25.03.2025

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2025/10/caffeine_kick_with_health_risks-319202.html

（BfR 科学ポッドキャスト「リスク」の新エピソード）

カフェインは日常生活のいたるところに存在する。典型的な朝のコーヒー、紅茶、コーラ、エナジードリンク、チョコレートにも含まれている。「適量であれば、カフェインは刺激的で、好ましい影響がある」と、生物学者 Anke Ehlers 博士は、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)の科学ポッドキャスト「リスク」の新エピソードで説明している。しかしながら、高用量では、カフェインは、発汗、不安、心拍障害を引き起こす可能性があり、母親の子宮内の胎児の成長に影響を与える可能性がある。極端な場合、フードサプリメントによる重度の過剰摂取は死に至る可能性さえある。

成人の一般的な基準としては、1回の用量が 200 mg のカフェインは健康に害がないと考えられている。これは、およそコーヒー2杯、エナジードリンク 2 缶、お茶 4 杯、コーラ 5 缶に相当する。1日当たりでは、最大その量の 2 倍（カフェイン 400 mg）は問題ないと考えられている。しかし、実際に有害影響が生じる可能性のあるレベルは、人によって異なる。そして、例えば、定期的に大量のコーヒーを飲む人は、耐性レベルがより高くなる傾向がある。しかし、その後ポジティブな効果を感じるためにはより多くのコーヒーを必要とする。

運動のパフォーマンスを高めるために使用されることもあるカフェイン入りのフードサプリメントを摂取する場合は、特に注意が必要である。この場合、推奨用量の指示に従うことが不可欠であり、従わない場合は過剰投与になりやすい。「特に、錠剤等に成形されていない純粋なカフェインパウダーは問題がある。濃度が高すぎてキッチンスケールでは測れ

ない」と BfR の専門家 Ehlers 氏は述べている。この場合、安全量の 200 mg (0.2 g はひとつまみに相当し、ティースプーンたった 1~2 杯で死に至る可能性がある。

子供や青年にとって、健康に害のないカフェインの量は体重によって決まる。従って、3 mg/kg 体重/日が許容できる摂取量である。特に幼い子供では、カフェインは主にチョコレートから摂取する。しかし、お菓子から危険な量のカフェインを摂取するには、子供は短時間に大量の飲食をする必要がある。「体重 17kg の 4 歳児を例にすると、約 50 mg のカフェインを摂取することができる。」と Ehlers 氏は述べている。この量はおおよそミルクチョコレートのバー 2 本半、あるいはコーラ半リットルのカフェイン含有量に相当する。「もちろん、これは、砂糖含有量が多いからではなく、カフェイン濃度の観点からの安全な量であるため、推奨されるものではない。」

エナジードリンクにはコーヒーと同量のカフェインが含まれている。250 mL 缶には平均約 80 mg のカフェインが含まれている可能性がある。従って、10 代の若者では、3 缶飲むだけで安全量を超えてしまう。「エナジードリンクとアルコールを混ぜると効果が高まる可能性がある」と Ehlers 氏は述べている。「カフェインとアルコールは共に心血管系に影響を与え、心拍障害を起こす可能性がある。両方の要因が組み合わさると、これらの悪影響は強まる可能性がある。」

*ポッドキャストのフルエピソードへのリンク (ドイツ語のみ)

<https://podcast.bfr.bund.de/7-koffein-kick-mit-risiko-007>

ポッドキャストのエピソードからの引用やサウンドバイトは、出典を明記する条件で自由に使用できる。

*BfR ウェブサイト上のカフェインに関する詳細情報

- 高濃度のカフェインパウダーはごく少量で重篤な中毒を起こす可能性がある

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/even-small-amounts-of-highly-concentrated-caffeine-powder-can-cause-severe-poisoning.pdf>

(食品安全情報 (化学物質) No. 23/ 2024 (2024. 11. 13) に記事掲載。

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2024/foodinfo202423c.pdf>)

- エナジードリンクを含む、カフェインとカフェイン含有食品に関するよくある質問

<https://www.bfr.bund.de/en/frequently-asked-questions-on-caffeine-and-foods-containing-caffeine-including-energy-drinks-194902.html>

3. BfR 委員会の新たな任命

New appointment of BfR commissions

2/2025, 06.01.2025

<https://www.bfr.bund.de/en/press-information/2025/2/new-appointment-of-bfr-commissions-318456.html>

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)には、食品、飼料、化学物質、製品の安全性及び実験動物の福祉の分野で14の独立委員会がある。2026年1月1日～2029年12月31日の第6期に、ボランティアの委員会作業を通して BfR に専門知識を提供してくれる科学者を募集している。

新たに委員が任命される BfR の委員会は次の通りである。

- 消費者製品
- 中毒の評価
- Bf3R (BfR のドイツ実験動物保護センターに助言する)
- 生物学的ハザードと衛生 (2018年に BfR 生物学的ハザード委員会と BfR 衛生委員会は BfR 生物学的ハザード及び衛生委員会に統合された)
- 栄養上のリスク、新規食品及びアレルギー
- リスク評価における根拠に基づく方法 (2017年まで: BfR 暴露評価及び暴露標準化委員会)
- 飼料及び動物の栄養
- 遺伝子組換え食品及び飼料
- フードチェーンにおける汚染物質 (2017年まで: BfR フードチェーンにおける汚染物質及びその他の望ましくない物質委員会)
- 化粧品
- 農薬と殺生物製品 (2017年まで: BfR 農薬及びその残留物委員会)
- リスク調査とリスク認知
- タトゥーインク
- ワインと果汁の分析

-
- フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<https://www.anses.fr/en>

1. ANSES はカンナビジオール(CBD)を推定ヒト生殖毒性物質として分類することを提案

ANSES proposes that cannabidiol (CBD) be classified as a "presumed human reproductive toxicant"

21/03/2025

<https://www.anses.fr/en/content/anses-proposes-cannabidiol-cbd-be-classified-presumed-human-reproductive-toxicant>

生殖障害や発達障害を示す動物モデルにおける入手可能な研究に基づき、ANSESはCBDを推定ヒト生殖毒性物質と特定し、物質及び混合物の分類・表示及び包装に関する欧州規則

(CLP 規則) で分類する提案を提出した。この科学的文書は、パブリックコメント募集のため、2025年5月16日まで欧州化学品庁(ECHA)のウェブサイトで入手可能であり、コメントや追加情報を提供できる。

CBD (CAS No. 13956 29 1)は、大麻やヘンプ植物(*Cannabis sativa*)が生成する多くのフィトカンナビノイドの1種である。CBD 分子は、デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール(THC)と同様に、主に植物の花や葉に含まれている。フランスでは2021年以降、CBD を含む製品は、フランス公衆衛生法第 5132-86 条を運用する 2021 年 12 月 30 日の省令に規定された条件に適合する場合、その表示方法にかかわらず、麻薬に関する一般的な禁止措置から免除されている。

成長著しい CBD 消費者製品市場

2021 年以降、CBD は広く使用されるようになった。広範な日常的な消費者製品(化粧品、電子タバコなど)で販売されているため、用途ごとに特有の規制の対象となっている。

フランスでは、CBD 製品は約 1500 の専門店や数千のタバコ店、特定の薬局や電子商取引サイトで販売されている。

2022 年には成人の 16.4%が人生で少なくとも 1 回は CBD を摂取したことがあり、一般人の間でこの物質の普及率が増加していることを反映している。

生殖能力及び胎児や母乳を与えられている乳児の発育への有害影響

2023 年春、ANSES は CBD の調和された分類に関する作業を開始した。これは、CLP 規則(欧州規則(EC) No 1272/2008)を適用し、フランスの管轄当局(労働総局)の要請で実施された。欧州レベルでの調和された分類は、消費者、専門家及び製品を販売する企業が、この物質の本質的な危険性に関する明確な情報にアクセスできることを保証している。

その作業の過程で、ANSES は、CBD は生産量が多く急速に使用量が増加しているにもかかわらず、REACH 規則(化学物質の登録・評価及び認可に関する規則)に従って ECHA に登録されていないことを指摘した。その結果、REACH の下では製造業者や輸入業者に求められているにもかかわらず、ヒトや環境への健康リスクの評価が行われていない。そのため、CBD のハザードの分析は、科学的文献や、米国及び EU において Epidyolex®の販売認可を得るために実施された前臨床試験で得られたデータに基づいて行われた。この医薬品には CBD のみが含まれており、子供のまれな形のでんかんの補助療法として適応されている。サル、ラット、マウスにおける研究から、CBD の精子形成及び生殖能力への有害影響、周産期死亡率の上昇、神経発達障害が示された。

動物において蓄積された根拠の重みに基づき、ANSES は CBD を CLP 規則に従って以下のように分類するよう助言している：

生殖毒性；カテゴリー1B

(H360FD：生殖能力を損傷する可能性あり。胎児を損傷する可能性あり。

H362：母乳で育てられている子供に対して有害である可能性がある。)

パブリックコメント募集のために提出された分類案

この提案に関連する文書は、パブリックコメント募集のため、3月17日に ECHA のウェブ

ブサイトで公開された（募集期間は2025年5月16日まで）。このコメント募集の目的は、全ての利害関係者に、この物質のハザード特性に関する追加の科学的議論や情報を提供し、この提案に関してコメントする機会を与えることである。コメントはECHAのウェブサイトの専用フォームから送ることができる。

このコメント募集の後、当初の提案、受け取ったコメント、それらに対するANSESの回答をECHAのリスク評価委員会が分析し、その後CBDの調和された分類に関する意見を発表する予定である。

この規制プロセスはCBDのハザード評価のみを対象とし、現段階では、様々な使用分野のCBD製品に適用できるリスク管理措置を決定する訳ではない。このようなリスク管理措置は各分野特有の規則による。

* 詳細情報：CBDの調和された分類と表示についての提案に関する文書

<https://echa.europa.eu/documents/10162/29b872cd-a603-4911-7c7e-e6e4836e700a>

* パブリックコメント募集ウェブサイト

https://echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation/-/substance-rev/79311/del/50/col/synonymDynamicField_1350/type/desc/pre/1/view

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<https://www.fda.gov/>

1. FDAは消費者に亜酸化窒素製品を吸入しないよう助言する

FDA Advises Consumers Not to Inhale Nitrous Oxide Products

March 14, 2025

<https://www.fda.gov/food/alerts-advisories-safety-information/fda-advises-consumers-not-inhale-nitrous-oxide-products>

亜酸化窒素製品は、娯楽目的や食品以外の目的で使用した場合、重篤な有害事象が発生する可能性があるため、米国食品医薬品局（FDA）は、消費者に対し、あらゆるサイズのキャニスター、タンク、充填器から亜酸化窒素を吸入しないよう助言する。これらの製品は、無香料及び香料入りの亜酸化窒素キャニスターとして販売されており、ホイップクリームや料理用の食品加工剤として販売されている。意図的な誤用や中身の吸入は、死亡を含む深刻な健康上の有害事象につながる可能性がある。亜酸化窒素を吸入すると、血球数異常、窒息、血栓、凍傷、頭痛、腸及び膀胱機能障害、ふらつき、手足の衰弱、意識喪失、しびれ、動悸、麻痺、精神障害（妄想、幻覚、偏執、うつ病）、うずき、歩行障害、ビタミンB12欠乏症、場合によっては死に至るなど、様々な症状や深刻な健康問題を引き起こす可能性がある。亜酸化窒素を定期的に吸入すると、使用を中止した後でも、脊髄や脳の損傷などの神経学的影響が長期にわたる場合もある。様々なブランドの製品が、Amazon.com、Ebay、Walmart、たばこ店、ガソリンスタンドなどを含むオンライン及び小売店で販売されている。製品写真

あり。

* 関連記事：

食品安全情報（化学物質）No. 25/ 2021（2021. 12. 8）

【ANSES】 亜酸化窒素中毒の増加

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202125c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 13/ 2017（2017. 06. 21）

【MFDS】 食品医薬品安全処・環境部の亜酸化窒素の誤・濫用対策の準備

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2017/foodinfo201713c.pdf>

2. HHS と FDA は食品の化学汚染物質透明性ツールを発表する

HHS, FDA Announce Chemical Contaminants Transparency Tool for Foods

March 20, 2025

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/hhs-fda-announce-chemical-contaminants-transparency-tool-foods>

米国保健福祉省（HHS）の Robert F. Kennedy, Jr. 長官のリーダーシップの下、米国食品医薬品局（FDA）は Chemical Contaminants Transparency Tool（化学汚染物質透明性（CCT）ツール）を発表した。CCT ツールは、ヒト用食品に含まれる汚染物質の潜在的な健康リスクを評価するために使用される汚染物質レベル（トラレンス、アクションレベル、ガイダンスレベルなど）の統合リストを提供する、オンラインで検索可能なデータベースである。化学汚染物質には、食品に存在する可能性があり、有害である可能性のある様々な化学物質が含まれる。

公衆衛生を保護し、米国消費者にとって安全な製品を業界が販売できるよう支援するため、FDA は食品中の一部の汚染物質についてトラレンス、アクションレベル、ガイダンスレベルを設定又は使用している。これらは、FDA が、食品が安全でないと判断する基準であるが、汚染の許容値を示すものではない。FDA はこれらの基準を使用して、食品中の化学ハザードを最小限に抑えたり、予防したりする。

汚染物質レベルを一箇所にまとめて検索しやすくする CCT ツールは、食品化学物質の安全性を近代化する FDA のイニシアチブの成果の 1 つである。このツールの統合リストには、汚染物質名（Contaminant Name）、対象品目（Commodity）、汚染指標値の種類（Contaminant Level Type; 例: アクションレベル、ガイダンスレベル）、濃度（Level Value）、参照法令（例: 連邦規則集、FDA 事業者向けガイダンス）が含まれる。リストは汚染物質の種類（例: Toxic Elements、Mycotoxins、Persistent Pesticides）で検索することもできる。

FDA は、様々なプログラムを通じて食品を検査し、フードサプライを監視し続ける。Kennedy 長官のリーダーシップの下、FDA は徹底した透明性を推進し、すべての米国人が食品に何が含まれているかを把握できるようにし、Make America Healthy Again（米国を再び健康にする）ことに尽力している。

* Chemical Contaminants Transparency Tool

<https://www.hfpappexternal.fda.gov/scripts/fdcc/index.cfm?set=contaminant-levels>

注) このツールには、ボトル入り飲料水の品質基準に記載されている許容レベルやマリ
ンバイオトキシンの安全レベルなど、特定の汚染レベルは含まれていない。ボトル入り
飲料水については 21CFR 165.110 を、マリンバイオトキシンについては事業者向けガイ
ダンス (Fish and Fishery Products Hazards and Controls Guidance) を参照のこと。

3. HHS と FDA は米国の家族のために安全で信頼性が高く栄養価の高い乳児用調製乳の 選択肢を拡大する「Operation Stork Speed」(コウノトリスピード作戦)を発表する HHS, FDA Announce Operation Stork Speed to Expand Options for Safe, Reliable, and Nutritious Infant Formula for American Families

March 18, 2025

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/hhs-fda-announce-operation-stork-speed-expand-options-safe-reliable-and-nutritious-infant-formula>

米国保健福祉省 (HHS) の Robert F. Kennedy, Jr. 長官のリーダーシップの下、米国食品
医薬品局 (FDA) は、国内の乳児用調製乳の供給の継続的な品質、安全性、栄養学的妥当性、
レジリエンスを確保するための取り組みを強化する措置を講じる。

FDA は、栄養レビュープロセスの開始や重金属やその他の汚染物質の検査の強化など、
乳児用調製乳に焦点を当てた一連の措置とイニシアチブを発表する。また、FDA は企業に
新しい乳児用調製乳の開発を奨励し、その成分について消費者に情報を提供する機会を明
確にしている。これらの強化された FDA の取り組みは、調製乳で育つ乳児や子どもの唯一
の栄養源が、米国で最も脆弱な集団に確実に供給されるようにすることに重点を置いてい
る。措置には、以下の対応を含む。

- 1998 年以来初めて FDA による乳児用調製乳の栄養素に関する包括的な更新とレビ
ューを開始するため、今後数か月以内に情報提供依頼 (RFI) を発行し、法律で義務
付けられている栄養素のレビューを開始する
- 乳児用調製乳や子供が摂取するその他の食品に含まれる重金属やその他の汚染物質
の検査を強化する
- 個人輸入政策を拡大する
- 透明性の向上とより明確なラベル表示に関する疑問については、企業に FDA と協力
するよう奨励する
- 重要な進展があった場合には、栄養素や健康アウトカムに関する情報を含め、透明性
を確保するために消費者や業界関係者と定期的にコミュニケーションをとる
- 国立衛生研究所 (NIH) やその他の科学機関と協力し、乳児期及び小児期の調製乳摂
取に関連する生涯にわたる短期的及び長期的な健康アウトカムに関する優先的な科
学研究の情報不足に対処する

FDA は乳児用調製乳の安全性と栄養品質に引き続き注力しており、米国の乳児用調製乳の供給が世界最高水準となるようあらゆる措置を講じる。

4. FDA は食品トレーサビリティ規則の遵守期限を延長する

FDA Intends to Extend Compliance Date for Food Traceability Rule

March 20, 2025

<https://www.fda.gov/food/hfp-constituent-updates/fda-intends-extend-compliance-date-food-traceability-rule>

FDA は、Food Traceability Rule（食品トレーサビリティ規則(最終規則)）の遵守期限（2026年1月20日）を30か月延長する意向を発表した。遵守期限の延長は、最終規則の要件を完全に実施するためのサプライチェーン全体の完全な調整を確実にするために、必要な追加の時間を対象事業者に与え、最終的にはFDAと消費者に透明性と食品の安全性を提供する。

最終規則は、食品トレーサビリティ・リストに掲載されている食品を製造、加工、包装、又は保管する者に対し、（既存の規制ですでに義務付けられている以上の）追加のトレーサビリティ記録保存要件を定めている。

* 関連情報：FSMA Final Rule on Requirements for Additional Traceability Records for Certain Foods

<https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/fsma-final-rule-requirements-additional-traceability-records-certain-foods>

* 関連記事：

食品安全情報（化学物質）No. 24/ 2022（2022. 11. 22）

【FDA】FSMA が提案した食品トレーサビリティ規則

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202224c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 25/ 2023（2023. 12. 06）

【FDA】FDA はステークホルダーを支援する食品トレーサビリティ規則に関する 3 回目の新しい FAQ とツールを展開する

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202325c.pdf>

● 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<https://www.epa.gov/>

1. EPA は新規農薬メタミトロンを登録し、新様式のラベルを使用

EPA Registers New Pesticide Metamitron and Uses a New Structured Label

March 11, 2025

<https://www.epa.gov/pesticides/epa-registers-new-pesticide-metamitron-and-uses-new-structured-label>

EPA は、リンゴとナシの木に使用する新規有効成分メタミトロンを含む植物成長調整剤の技術用 1 製品と最終用途用 2 製品を登録した。メタミトロンは、リンゴとナシの木の開花期直後に葉に散布し、余分な果実を間引く化学間引き剤である。

メタミトロンの登録は、ヒトの健康および生態学的リスク評価と、絶滅危惧種保護法 (ESA) に基づく農薬の生物学的評価によって裏付けられている。メタミトロンをラベルに従って使用した場合、懸念されるヒトの健康リスクは確認されなかった。EPA は ESA に基づき生態学的リスク評価と生物学的評価を実施し、米国魚類野生生物局 (FWS) との非公式協議を完了した。FWS は、登録されているリンゴとナシへのメタミトロンの使用は絶滅危惧種や重要生息域に有害影響を及ぼす可能性はないという EPA の判断に同意した。

ラベルに明確で統一された書式がないため、EPA は登録者である ADAMA AGAN c/o Makhteshim Agan of North America 社および米国雑草学会 (WSSA) の代表者と協力し、本製品の最新ラベルを作成した。今回登録された 2 つの最終用途用製品ラベルは、農薬ラベルの明瞭性を高めるための一歩である。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<https://inspection.canada.ca/eng/1297964599443/1297965645317>

1. 消費者を保護し、カナダの農家を支援するために、国境で廃鶏偽装に取り組む

Tackling spent fowl fraud at the border to protect consumers and support Canadian farmers

March 20, 2025

<https://www.canada.ca/en/food-inspection-agency/news/2025/03/tackling-spent-fowl-fraud-at-the-border-to-protect-consumers-and-support-canadian-farmers.html>

カナダ政府は、廃鶏の不正表示の問題について声明を発表した。廃鶏の不正表示の問題は、詐欺であり、消費者や農家を弱体化させ、市場を歪め、カナダの雇用を危険にさらす。カナダの消費者を保護し、家禽産業を支援し、公正で透明な取引環境を確保するため、CFIA は業界や執行機関との連携を強化し、この問題への取り組みを進めるための措置を講じる。

*廃鶏の不正表示とは、ブロイラー鶏（食肉用に飼育された鶏）をカナダに持ち込む際、関税の支払いを免れるために意図的に廃鶏（老齢の産卵鶏）と分類することである。廃鶏の肉は安価で、高価なブロイラー鶏肉よりも硬く、味も異なる。

2. 事業者向け通知 : 「カナダ産製品」及び「カナダ製造」の表示の正確な使用の重要性

Notice to industry: The importance of accurate use of Product of Canada and Made in Canada claims

March 14, 2025

<https://inspection.canada.ca/en/food-labels/labelling/notice-industry-2025-03-14>

カナダ食品検査庁（CFIA）は、カナダ国民はこれまで以上に、カナダの企業を支援し、カナダの製品を購入したいという意向を明確にしているため、カナダ産、及びカナダ製に関する表示について情報提供している。

* 関連情報：消費者向け情報

How to identify Canadian food

<https://inspection.canada.ca/en/food-labels/labelling/consumers/canadian-food>

3. リコール情報

- **3-アミノ-2-オキサゾリジノンのため、Thalassa ブランドの Basa Fillets IQF がリコール**

Thalassa brand Basa Fillets IQF recalled due to 3-amino-2-oxazolidinone

2025-03-17

<https://recalls-rappels.canada.ca/en/alert-recall/thalassa-brand-basa-fillets-iqf-recalled-due-3-amino-2-oxazolidinone>

冷凍のバスア (*Pangasius* 属の淡水魚) の切り身は、3-アミノ-2-オキサゾリジノンのため、リコール。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ : Food Standards Australia New Zealand）<https://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx>

1. 食品基準通知

- **Notification Circular - 332-25**

19 March 2025

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-332-25>

新規申請と提案

- パンおよびパン製品への新規食品としてのフィトステロール、フィスタノールまたはそれらのエステルへの添加

- **Notification Circular - 333-25**

25 March 2025

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-333-25>

意見募集 (2025 年 5 月 6 日まで)

- 食品および飲料製品における食品添加物としての、マッシュルーム (*Agaricus bisporus*) 由来のキトサンおよび β -1,3-グルカンの使用の許可

● **Notification Circular - 334-25**

26 March 2025

<https://www.foodstandards.gov.au/food-standards-code/circulars/notification-circular-334-25>

新規申請と提案

- ベーカリー用途の加工助剤として使用する、遺伝子組換え *Trichoderma reesei* 由来新規アミノペプチダーゼ

認可と閣僚会議通知

- 害虫抵抗性遺伝子組換えトウモロコシ MZIR260 系統由来の食品

-
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <https://apvma.gov.au/>

1. **APVMA 承認ラベルの更新**

Update to APVMA Approved Labels

18 March 2025

<https://www.apvma.gov.au/news-and-publications/news/update-apvma-approved-labels>

2025 年 3 月 25 日以降、APVMA が PubCRIS (Public Chemicals Registration Information System) に表示する承認済み農薬・動物用医薬品ラベルのロゴが変更される (下記)。



-
- 香港政府ニュース <https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. **CFS が食品中の T-2 毒素、HT-2 毒素、4,15-ジアセトキシシルペノールに関するリ**

リスク評価研究の結果を発表

CFS announces results of risk assessment study on T-2 toxins, HT-2 toxins and 4,15-diacetoxyscirpenol in food

March 19, 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20250319_11525.html

食品安全センター(CFS)は、食品中のトリコテセン系マイコトキシン (T-2 毒素、HT-2 毒素、4,15-ジアセトキシシルペノール(DAS)) に関するリスク評価研究の結果を発表した。本調査の目的は、香港の市場で入手可能な特定の食品中の T-2、HT-2、DAS の濃度を調べること、香港の成人及び若年集団の食事暴露量を推定すること、及び関連する潜在的な健康リスクを評価することであった。CFS は、2023 年 10 月～12 月に、香港の小売業者から合計 327 のサンプル (穀類、朝食用シリアル、パンやペストリー製品、植物油など) を収集した。

分析の結果、T-2、HT-2、DAS の合計濃度は不検出から 23.718 µg/kg までの範囲であった。327 サンプル中 254 サンプル(78%)で T-2、HT-2、DAS が検出されず、73 サンプル (22%)でこれらのマイコトキシンのうち少なくとも 1 つが検出された。食品グループ「朝食用シリアル」で T-2、HT-2、DAS の合計濃度の平均値が最も高く、次いで「植物油」であった。

香港の成人及び若年集団の平均的及び多量摂取者における T-2、HT-2、DAS の合計の推定食事暴露量は、健康影響に基づくガイダンス値として FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) が設定したグループ TDI*を大幅に下回っていた。全体として、T-2、HT-2、DAS の合計の食事による暴露が、香港の成人及び若年集団の平均的及び多量摂取者に健康リスクをもたらす可能性は低いことが示唆された。

勧告として、トリコテセン系マイコトキシン汚染のリスクを最小限に抑えるために、消費者は信頼できる供給元から穀類及び穀類ベースの製品を購入し、真菌の増殖を防ぐために涼しく乾燥した場所に適切に保管する必要がある。さらに、消費者は健康的な食事に関する基本的な食事助言に従い、限られた食品からの汚染物質への暴露のリスクを最小限に抑えるためにバランスのとれた多様な食事を維持する必要がある。また、食品業界関係者は、影響を受けやすいカビの増殖やカビによるマイコトキシン濃度の上昇を避けるために、食品を適切に保管することが推奨される。

*JECFA が設定したグループ TDI

2022 年、JECFA は T-2、HT-2、DAS の毒性を再評価し、T-2、HT-2、DAS 単独又は組み合わせで、グループ耐容一日摂取量 (TDI) を 25 ng/kg 体重/日に設定した。DAS の食事摂取量をグループ TDI と比較する際には、相対効力係数 (relative potency factor) 0.2 を適用する必要がある。

*報告書

T-2 toxins, HT-2 toxins and 4,15 diacetoxyscirpenol in Food

https://www.cfs.gov.hk/english/programme/programme_rafts/files/RAS_78.pdf

2. ニュースレター

Food Safety Focus

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsf.html

- オート麦ベースの食品を賢く選んで栄養効果を最大限に高める

Choosing Oat-Based Foods Wisely for Best Nutritional Benefits

19 Mar 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsf_224_02.html

オート麦は、*Avena sativa* (エンバク) の種子である。複合炭水化物の優れた供給源で、食物繊維、特に水溶性食物繊維のベータグルカンが豊富で、糖は少ない。多数の研究で、オート麦製品を定期的に摂取すると、血清コレステロールの吸収が大幅に減少し、心臓血管疾患、がん、糖尿病、胃腸障害のリスクが低下することが報告されている。健康上の恩恵は、主にオート麦の糖が少なく食物繊維が多いことに起因しており、コレステロールの吸収が減少し、ブドウ糖の血中への取り込みが緩やかになる。さらに、食物繊維が豊富な食品は満腹感を促し、食べ過ぎを減らし、肥満や慢性疾患のリスクを低下させる。

オート麦自体は栄養価が高いが、オート麦ベースの食品の健康効果は、加工手順や添加成分などの要因によって大きく異なる。原材料リストと栄養成分表示を注意深く読み、実際の栄養成分を評価して、製品を比較することが重要である。食物繊維が多く、脂肪と糖が少ないオート麦製品を選ぶことが、健康効果を最大限に高める鍵となる。

3. 違反情報

- 包装済み麺のサンプルが栄養表示規則に違反

Prepackaged noodle sample not in compliance with nutrition label rules

March 13, 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20250313_11512.html

マレーシア産包装済み麺のサンプルで、ビタミン D が 638.1 µg/100 g という表示のところ、不検出であった。

- 包装済みビスケットのサンプルが栄養表示規則に違反

Prepackaged biscuit sample not in compliance with nutrition label rules

March 13, 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20250313_11513.html

韓国産包装済みビスケットのサンプルからビタミン D が 0.42 µg/6 g (7 µg/100 g) という表示のところ 33 µg/100 g 検出された。

- 台湾当局 - ベトナムから台湾に輸入された VIFON ブランドの「海鮮味麺(MI HAI SAN CAY)」(インスタントラーメン)に、台湾の基準を満たさないレベルの残留農薬であるエチレンオキシドが含まれていた件に関する通知

The authority of Taiwan reported that a batch of VIFON brand 「海鮮味麺(MI HAI SAN CAY)」 instant noodle imported from Vietnam to Taiwan was found to contain a pesticide residue, ethylene oxide, at a level which is not complying with the Taiwan standard
18 March 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20250318_2.pdf

台湾当局によると、残留農薬エチレンオキシドが 0.5 mg/kg 検出された。

*台湾当局ウェブサイト (製品写真あり)

<https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFoodContent.aspx?id=5270>

- マカオ市政局食品安全部(IAM)より - マカオのボトル入りナチュラルミネラルウォーターから、マカオの基準を満たさないレベルの水銀が検出されたとの通知

The Macao Municipal Affairs Bureau (IAM) (市政署) - A notice regarding a batch of bottled natural mineral water in Macau being detected with mercury at a level not complying with the Macau standard.

19 March 2025

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20250319_3.pdf

マカオ当局によると、対象となったナチュラルミネラルウォーターは日本製の「温泉水 99」というブランドである。マカオの基準値 0.001 mg/L を超える 0.00165 mg/L の総水銀が検出された。

*マカオ当局ウェブサイト (製品写真あり)

<https://www.foodsafety.gov.mo/c/news/detail/7d053d36-85ae-4d4b-a9cb-d7032b17ad80>

-
- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2025.3.7~2025.3.13

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43428

- 2025.2.28~2025.3.6

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43427

2. 輸入食品原料の安定的な供給を推進

輸入食品政策課 2025-03-11

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48903

食品医薬品安全処は3月11日、食品製造用に輸入した原料の販売要件を拡大することを主な内容とする「輸入食品安全管理特別法」施行令・施行規則改正案を立法予告した。

今回の改正案は、「食品医薬品規制革新 3.0」の一環として、製造用原料が安定的に供給されるように用途変更承認要件を拡大するため、また、購入代行食品など輸入食品の安全管理を強化するために用意された。

主な改正内容は以下の通りである。

- ①食品製造に必要な原材料の確保に深刻な困難が発生した場合、他の製造業者から原材料を購入して使用できるように用途変更要件を拡大する。これにより、自社製品製造用原料の用途変更承認要件を「戦争・感染症・自然災害などで原料確保に深刻な困難がある他の業者が要請する場合」まで拡大し、輸入原料の需給が不安定な時期にも食品生産ができるように改善する。
- ②行政区域再編で営業所所在地の住所が変更される場合、営業登録事項の変更手数料を免除し、営業者の経済的負担を解消する。
- ③海外サイバーモールを通じた輸入食品購入代行以外にも、配送手数料などのコスト削減のために海外製造業者や店舗から消費者に直接配送する形態の営業を「輸入食品等インターネット購入代行業」として管理することを明確にし、購入代行海外直輸入食品に対する安全管理を強化する。
- ④輸入者は輸入申告時に製品写真を提出しなければならないが、写真に含めるべき情報の具体的な基準がなく、一部の輸入食品は必要な情報がなかったり、わかりにくい写真が提出され、検査に困難があった。そのため、製品写真に必ず含まなければならない情報の詳細基準を設け、正確で効率的な輸入食品検査が行われるように改善する。

3. 「脱毛治療」、「バストアップ」効果を標榜する海外直輸入食品の購入に注意してください

輸入流通安全課 2025-03-11

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48902

食品医薬品安全処は、国内外のオンラインショッピングモールで販売する海外直輸入食品のうち、消費者の関心が高い30製品に対して企画検査を実施した結果、16製品から国内搬入阻止対象の原料・成分（以下、有害成分）が確認され、国内搬入を停止する措置を実施した。

検査対象には、有害成分の使用が疑われる、脱毛治療効果・効果標榜製品（20件）、バストアップ効果・効果標榜製品（10件）を選定した。

検査項目は、発毛又は女性ホルモン関連成分など31種を選別して適用し、有害成分が製品に表示されているかどうかも確認した。

検査の結果、脱毛治療効能・効果標榜製品 11 件、バストアップ効能・効果標榜製品 5 件で、一般用医薬品成分など有害成分の表示が確認された。

主に確認された有害成分は、脱毛予防などに使用される医薬品成分（PABA；パラアミノ安息香酸）、女性の更年期症状緩和などに使用される医薬品成分（ブラックコホシュ）などである。PABA は過剰摂取すると肝臓、腎臓、血液障害などの有害影響を引き起こす可能性があり、ブラックコホシュは誤用すると嘔吐、めまい、肝臓疾患などの有害影響を引き起こす可能性がある。

食薬処は、有害成分が確認された製品について関税庁に通関保留を要請し、放送通信審議委員会にオンライン販売サイトへのアクセス停止を要請するなど、関係機関と協業して国内に搬入を阻止し、販売されないよう措置した。

また、消費者が当該製品を確認できるように、食品安全ホームページ「海外直輸入食品正しく」に不適合製品情報（製品写真を含む）を掲載した。

2025 年 3 月からは、「海外直輸入食品正しく」QR コードを提供しているため、携帯電話のカメラで読み取ると、有害食品リストなどを確認できる。

<添付>

- 1.国内搬入阻止対象原料・成分確認製品（16 製品）
- 2.確認成分の有害性
- 3.海外直輸入食品を正しく利用するサイト

4. ハンバーガー、トッポッキなどファストフード飲食店の点検結果、55 カ所を摘発・措置

食品管理総括課 2025-03-06

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48893

食品医薬品安全処は、ハンバーガー、トッポッキなどを調理して販売する飲食店など計 4,474 カ所に対し 2 月 10 日から 14 日まで 17 地方自治体と共に集中点検した結果、「食品衛生法」に違反した 55 カ所を摘発した。管轄地方自治体で行政処分などの措置を取る予定である。

主な違反事項は、健康診断未実施（32 カ所）、営業者遵守事項違反（7 カ所）、施設基準違反（7 カ所）、衛生的取扱基準違反（6 カ所）、基準及び規格違反（3 カ所）である。

点検とともに、飲食店で販売するハンバーガー、トッポッキなどの調理食品計 239 件を回収して検査した結果、すべて基準に適合した。

<添付> 違反業者などの詳細状況

5. 子供の「身長を伸ばす」、「身長を伸ばす薬」オンライン不当広告・違法流通にご注意ください

サイバー調査チーム 2025-03-05

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48892

食品医薬品安全処は、新学期を迎え保護者の関心が高い身長成長関連製品の不当広告・違法販売による消費者被害を防止するため、2月14日から21日までオンライン投稿を集中点検した結果、221件の違反事項を確認しアクセス停止及び行政処分を依頼した。

身長成長に関連する食品又は健康機能食品を広告・販売する投稿200件を点検した結果、不当広告116件が摘発された。

違反内容は、「身長成長栄養剤」、「身長成長に役立つ」、「身長を伸ばす方法」など、一般食品を健康機能食品と誤認・混同させる広告99件、「身長成長」など、認めない機能性をうたった虚偽・誇張広告10件、「身長成長薬」など食品を医薬品と誤認・混同させる広告5件、「早熟症」など病気の予防・治療効果があるように表現した広告1件、体験記などを利用して消費者を欺く広告1件などである。

消費者は、食品をオンラインで購入する際には健康機能食品認証マークと機能性内容などを必ず確認するよう求めた。

なお、食品安全ホームページ(<https://www.foodsafetykorea.go.kr>)で国内製造食品情報を、輸入食品情報床(<https://impfood.mfds.go.kr>)で輸入食品情報を確認できる。

<添付> 食品の主な違反事例

6. 韓 - 米畜産物安全デジタル協力強化

輸入検査管理課 2025-03-13

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48908

食品医薬品安全処は3月13日、韓国に輸入される米国産畜産物に対し、輸出国（米国）政府が発行する衛生証明書のデジタル転換のための「韓米輸出入畜産物電子認証協力了解覚書(MOU)」を、米国食品安全検査局(Food Safety and Inspection Service : FSIS)*と締結した。

* FSIS : 米国農務省(USDA)傘下の機関で、食肉、家禽、卵製品などの畜産物・畜産食品の安全管理を担当

<MOUの主な内容>

- ①韓国に輸入される米国産畜産物（食肉、家禽肉及び卵製品）の紙の衛生証明書を電子証明書に置き換え
- ②電子衛生証明書の情報交換に関する技術協力
- ③両国間の電子衛生証明書の適用範囲・品目の段階的拡大など

MOUの締結により、韓米両国の輸出入畜産物の安全管理のために、早ければ今年末から電子衛生証明システムを導入することになる。

なお、米国産畜産物は韓国全体の輸入量の約31%を占めている。現在、オーストラリア・チリ・タイ・ブラジル・ニュージーランドにはすでに畜産物の電子衛生証明が適用されており、米国に導入されれば、畜産物の約68%が電子衛生証明を通じて輸入されることになる。

今後、電子衛生証明を活用すれば、衛生証明書の偽造、変造を阻止し、輸出入畜産物の安全管理を強化する効果がある。また、紙文書の発行・確認・保管が不要になるため効率的な

検査とコスト削減が可能になり、紙文書削減によるカーボンニュートラルにも貢献することが期待される。

<添付> 電子衛生証明書発行システムの体系図及び証明書の例示（様式）

7. 鉛が基準値を超過して検出された「果物・野菜飲料」の回収措置

食品管理総括課 2025-03-13

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48909

食品医薬品安全処は、食品製造・加工業者が製造・販売した「インナージュース有機レモン汁（食品タイプ：果物・野菜飲料）」から、鉛が基準値（0.05 mg/kg 以下）を超過して検出（0.11 mg/kg）されたため、該当製品を販売中止して回収措置する。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室